



【問合せ先】
市民生活課市民相談センター・
消費生活センター
(☎28-9110)

エアコン修理のトラブルに注意

事例

- ・エアコン修理を業者に依頼したが直らず、購入を勧められた
- ・修理後の動作確認をせずに業者が帰ってしまった
- ・修理内容の説明や見積額の提示がないまま作業が進められた
- ・修理業者と連絡が取れなくなってしまった
- ・広告の記載価格や見積額よりも高額な費用を請求された

アドバイス

- ・低価格であることを強調している広告を鵜呑みにせず、作業前に故障原因、修理方法、修理費用などについてしっかり確認しましょう
- ・請求額や作業内容に納得できない場合は、その場で支払わず説明を求めましょう
- ・急な故障に備えて、地域の電気工事店の情報など日頃から信頼できる修理業者を探しておくとう安心です

市民生活相談・消費生活相談 **ID1000622**

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間＝土・日曜日、祝日・年末年始を除く

9:00～16:00（受付は15:30まで）

司法書士による無料相談 **要予約**

ID1026284

相談は1人30分まで、年度に1回限りです。

とき＝9月3日☎13:30～16:30

ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）

予約先＝同センター（☎28-9110）

※9月2日☎15:30までに予約してください